## 旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領 新旧対照表

旧	新(案)
旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領	旭川市福祉有償運送運営協議会の協議案件に係る事務処理等要領
第1条 ~ 第2条 (略)	第1条 ~ 第2条 (略)
(運送団体の確認) 第3条 (略)	(運送団体の確認) 第3条 (略)
$(1) \sim (9)$ (略)	$(1) \sim (9)$ (略)
	10
∭ 法人格を有しない社団(営利を目的としない・・・(略)・・・	(11) 法人格を有しない社団 (営利を目的としない・・・ (略)・・・
(運送対象旅客の確認) 第4条 福祉有償運送の対象となる旅客は、次の各号に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の25に規定する福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が備える旅客名簿に記載されている者及びその付添人とし、事務局は、当該旅客の障害等の・・・(略)・・・	(運送対象旅客の確認) 第4条 福祉有償運送の対象となる旅客は、次の各号に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、規則第51条の29に規定する福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が備える旅客名簿に記載されている者及びその付添人とし、事務局は、当該旅客の障害等の・・・(略)・・・
第5条 ~ 第10条 (略)	第5条 ~ 第10条 (略)

(運行管理体制等の確認)

第11条 (略)

2 5両以上の自動車を運行管理する場合は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備える・・・(略)・・・

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(新設)

第12条 ~ 第13条 (略)

附則

この要領は平成28年12月12日に施行する。

附則

この要領は、令和3年2月8日から施行し、令和2年11月27日から適 用する。 (運行管理体制等の確認)

第11条 (略)

2 5両以上の自動車を運行管理する<u>事務所(以下「特定事務所」という。)</u> の場合は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備える・・・(略)・・・

(1) ~ (3) (略)

(4) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣 が認める要件を備える者、19両まで1人、以降20両ごとに1人

3 特定事務所の場合は、運行管理責任者が国土交通大臣が告示で定める講習を受講することについて、運行管理責任者に就任する予定の者の宣誓書により確認する。

第12条 ~ 第13条 (略)

附則

この要領は、平成28年12月12日に施行する。

附則

この要領は、令和3年2月8日から施行し、令和2年11月27日から適 用する。

附則

この要領は、令和5年1月23日から施行し、令和4年10月1日から適用する。